



## 勤務期間が短縮された場合の取扱い

### 第266回

波田野さん：こんにちは、みらい先生。

みらい：こんにちは。確か波田野さんは昨年の12月から3年間の予定でクアラルンプール支店に転勤されていましたよね。マレーシアでの生活は慣れましたか。

波田野さん：その予定だったのですが、実は新型コロナウイルスの影響もあり、突然の本社辞令により2月末に帰国しました。将来的に再度転勤する可能性はあるのですが、3月から当分は日本で勤務することになりました。

みらい：そうですね。それは突然でしたね。

波田野さん：ところで以前みらい先生から海外勤務期間中は「非居住者」になるので、日本で所得税は課税されないと伺いました。しかし、今回のように帰国した場合には短期間で「非居住者」に該当しなくなりますが、今年の海外勤務期間（1月から2月までの期間）の給与について改めて日本で所得税が課税されるのでしょうか。

みらい：出国時には海外勤務期間が1年以上の予定だったので、実際は1年未満で帰国しても海外勤務期間中は「非居住者」となります。1月に遡って日本の所得税の計算を修正する必要はありませんよ。

波田野さん：実際に居住していた期間でなく、当初の海外勤務予定期間によって日本で課税されるかどうか決まるということですか。

みらい：そのとおりです。「居住者」「非居住者」の判定はあくまでも「出国時の海外勤務期間の見込みがどうであったか」が基準になります。

波田野さん：そうですね。安心しました。ところで今年の年末調整はどのように行うのでしょうか。

みらい：波田野さんは3月から「居住者」となるため、12月末に年末調整を行う必要があります。

波田野さん：12月末の年末調整では海外勤務期間である1月から2月分の給与も含めて計算することになりますか。

みらい：12月末に日本の「居住者」であれば年末には通常どおりの年末調整を行う必要があります。その

際「非居住者」期間分である1月から2月までの給与については年末調整の対象にはなりません。あくまでも「居住者」であった期間である3月以降分の給与が年末調整の対象となります。

波田野さん：なるほど。今回の年末調整では3月以降の10カ月分の給与が対象になるとのことですが、配偶者控除や扶養控除の計算はどうなりますか。

みらい：10カ月分の給与が年末調整の対象であったとしても、配偶者控除や扶養控除は国内で勤務する従業員と同様の取扱いとなります。つまり、1年分の控除を受けることができます。

波田野さん：それはよかったです。ところで7月に1月から6月が計算期間の賞与が支給されますが、1月から2月分の給与のように、海外勤務期間に対応する賞与への課税はどうなりますか。

みらい：賞与の計算期間に海外勤務期間が含まれていても、波田野さんは賞与支給時点では「居住者」のため、支給される賞与の全額が日本で課税されます。「居住者」は全世界所得に対して課税されるため、1月から2月までの海外勤務期間に対応するいわゆる「国外源泉所得」についてもその全額が日本で課税対象となります。

波田野さん：そうですね。海外勤務の税金は難しいですね。でもまた海外に行けるように日本で頑張ろうと思います。いろいろありがとうございました。

#### < 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

(本社：東京都中央区・国内9拠点)

現地法人：中国(北京・上海・深セン)・マレーシア(KL)・ベトナム(ホーチミン)・シンガポール・タイ(バンコク)

JapanDesk：米国(LA)・中国(大連)・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア

URL：http://www.miraic.jp/